

○ 産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 林 勝 義

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第69号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は去る9月25日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件は、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第69号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。生活環境保全の観点から問題とされる空家等の認定及び措置に関し調査審議を行うため、新たに附属機関を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、この審議会を構成する委員の一部に、「関係団体の代表者又はその推薦を受けた者」とあるが、どういう人物を想定しているのかとの質疑がありました。理事者からは、現在の想定としては、建築士や土地家屋調査士等、建物について専門的な判断をしていただけるような方を委員に選任したいとの説明がありました。委員からは、審議において、女性の意見も取り入れていただいた方がよいと思うので、審議会の構成員として、専門的な知識を持った女性を選任してほしいとの要望がありました。

次に、相続の手続きが出来ずに放置されている空家の対応策についての質疑がありました。理事者からは、これまでも、登記簿謄本を取得するなどの方法により、所有者の確認をしており、今後も出来る限り相続人の追跡を行いながら、適正な管理の指導に努めるとの説明がありました。

次に、特定空家に認定された後、市側が特定空家の所有者に必要な措置を行うように助言及び指導を行っても、所有者が聞き入れない場合の対策についての質疑がありました。理事者からは、手続き等については、今後審議会等で決定していくことになるが、法的には、まず勧告を行い、それでもなおかつ、聞き入れられず、緊急やむを得ない場合は、行政処分を行うという手続きになるとの説明がありました。

次に、特定空家だけではなく、空家全体についての今後の対応策についての質疑がありました。理事者からは、本年度中に、空家等の実態調査を行い、また、空家等対策計画を策定する中で、利活用策についても考え、住民の代表の声を聞ける手段も講じていきたいとの説明がありました。

委員からは、今後の空家対策については、空家の利活用も含め、それぞれの地域で抱えている問題を、自治振興会の会長などから情報を集めながら市場調査を行い、空家全体としてのトータル的な対策について検討してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第70号鳴門市水道事業給水条例及び鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。平成28年度より使用水量の検針を現行の毎月から隔月に変更するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、毎月検針から隔月検針に変更することにより、どれだけの検針費用の削減が出来るのかとの質疑がありました。理事者からは、年間約一千万円の削減が出来る見込みであるとの説明がありました。

次に、検針が隔月になることにより、漏水に気付くのが遅くなる場合が想定されるが、水道料金の減免措置については、どうする予定なのかとの質疑がありました。理事者からは、現在、地下漏水については、1ヶ月間の減免措置があるが、この度の条例改正に合わせて、減免期間を2ヶ月間に延長したいと考えているとの説明がありました。

次に、この度の検針の変更についての広報の方法についての質疑があり、理事者からは、広報なるとや鳴門市ウェブサイト、検針の使用水量のお知らせ等により、周知していきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。